

「スーパーマーケット・トレードショー 2026」及び 「FOODEX JAPAN 2026」和歌山県ブース装飾等委託業務仕様書

下記のとおり開催される展示商談会「スーパーマーケット・トレードショー 2026」及び「FOODEX JAPAN 2026」での和歌山県ブース出展に伴う装飾を中心とした下記の業務を行う。

記

1. 展示商談会概要

(1) スーパーマーケット・トレードショー 2026 (以下「SMTS」という。)

- ・開催期間 令和8年2月18日(水)～2月20日(金)
10:00～17:00(最終日は16:00で終了)
- ・開催場所 幕張メッセ(千葉県千葉市美浜区中瀬2-1)

(2) FOODEX JAPAN 2026 (以下「FOODEX」という。)

- ・開催期間 令和8年3月10日(火)～3月13日(金)
10:00～17:00(最終日は16:30で終了)
- ・開催場所 東京ビッグサイト(東京都江東区有明3丁目11-1)

2. 委託業務内容

(1) 概要

- ア 和歌山県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去
- イ 出展事業者の商品PRコーナーの設置
- ウ 各種申請書類等の取りまとめ及び提出業務
- エ バイヤー向け出展事業者チラシの作成
- オ FOODEXにおいて常駐する通訳(英語1名、中国語1名)の手配
- カ その他和歌山県ブースの企画、運営に必要な業務

(2) 詳細

ア 装飾全般

(ア) 販売促進資材「おいしい!健康わかやま」(別添資料1)及び令和6年6月7日にリニューアルオープンした首都圏アンテナショップ「わかやま紀州館」デザイン(別添資料2)を参考にコンセプトを考え、統一感のある和歌山県らしいブースデザインにすること。また、県ブースのカラーテーマについてはオレンジ色を基調とし、ブースデザインに反映させること。

なお、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ることとし、これに係る費用は受託者の負担とする。

(イ) 遠方から見ても来場者が和歌山県ブースであることが明確に認識できる装飾とする

こと。

(ウ) 高さ、奥行き等の空間を有効活用した装飾とすること。

(エ) 各展示会について共通の装飾とし、相互活用できるよう工夫されたデザインにする
とともに、相互活用できる資材等については共用すること。

イ ブース装飾

(ア) SMTS

① 出展規模 12 小間 (1 小間=9 m²)

108 m² (縦:横 12:9)

4面開放を基本想定とする。但し、正式な小間の縦横比については、10月上旬頃に公表予定のため、最終的な県ブースのレイアウトは、必要に応じて適宜修正を加えること。

② 出展事業者数 19 社

③ 小間配置

・展示台のサイズ (幅 140cm、奥行 70cm、高さ (上段 105cm、下段 75cm)) として、19 社分の出展事業者小間を確保すること。

④ 高さ制限 2.7m (セットバック 1m 以上確保できる箇所は 3.6m)

⑤ 出展事業者の商品 PR コーナーを設置すること。

(ウ) FOODEX

① 出展規模 10 小間 (1 小間=横 2.97m×奥行 2.97m)

90 m² (縦:横 15:6)

4面開放を基本想定する。但し、正式な小間の縦横比については、11月下旬頃に公表予定のため、最終的な県ブースのレイアウトは、必要に応じて適宜修正を加えること。

② 出展事業者数 17 社

③ 小間配置

・展示台のサイズ (幅 140cm、奥行 70cm、高さ (上段 105cm、下段 75cm)) として、17 社分の出展事業者小間を確保すること。

④ 高さ制限 5m

⑤ 出展事業者の商品 PR コーナーを設置すること。

⑥ 通訳 英語の通 1 名、中国語の通訳 1 名を開催期間中に常置すること。

ウ 運営管理体制

(ア) 和歌山県及び出展事業者との連絡調整を行った上で、展示会事務局に対して、小間位置、備品の配置、設営工事及び許可申請書類等の各種申請書類を提出すること。

(イ) 設営及び展示会開催期間中に運営管理に係る問い合わせや不測の事態が生じた場合において、速やかに現場に駆けつけ、対応できる体制であること。

エ 小間配置ならびに必要装備

(ア) 出展事業者が商談をしやすく、かつバイヤーが各出展事業者小間に立ち寄りやすい配置とすること。公平な商談機会の創出のため、全ての出展事業者のブースは外側の

通路に面するような小間配置とすること。また、床面は商談に支障をきたさないようフラットにすること。

(イ) 照明、展示台（ひな壇中棚付き）、パネル等掲示スペース（背面）、コンセント等を備えた出展事業者小間を確保するとともに、以下に注意の上、装飾及び備品等を備えた企画にすること。

- ・ 出展事業者の占有面積は出展事業者の申込み小間数に応じて均等に配分すること。
- ・ 社名パネルは、和歌山県ブースと統一感のあるデザインにすること。
- ・ 蛍光灯、スポットライト等を活用し、明るい出展事業者小間とすること。
- ・ 照明位置、展示台仕様等は、可能な限り出展事業者の要望に応えること。

(ウ) 出展事業者が共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場の確保及び冷凍冷蔵庫（業務用）、2 槽シンク等の関連備品類の設置、並びに棚等を備えた保管スペースを確保すること。（参考 SMTS2025 実績：冷凍冷蔵庫 50202 台・2 層シンク 1 台・手洗いシンク 1 台・会議用テーブル 2 台・パイプ椅子 10 脚・作業用テーブル 2 台・スチール棚 3 台・ゴミ箱（分別）1 式）

(エ) 上記エ（ウ）のストックヤード内に、電源を備えたパソコン作業用ワークスペース及び一か所の仕切り付き商談スペースを設けること。

(オ) 出展事業者が小間内で使用する上記エ（イ）の装備相当分以外で出展事業者が希望する追加什器については、出展事業者の費用負担により設置し、出展事業者から電気代、水道代等を含む経費の支払いを受けること。また、追加什器を配置した上で、十分な通路を設けること。

(カ) 装飾工事の設置基準については、前回の SMTS2025「出展細則」（別添資料 3）並びに FOOD EX JAPAN 2025「出展の手引」（別添資料 4）を参考にすること。ただし、今年度の設置基準については、SMTS は 10 月上旬頃、FOOD EX は 11 月下旬頃に公表されることから、上記エ（ア）～（エ）の装飾については、最終的に公表される当該設置基準を満たすものであること。

オ バイヤー向け出展事業者チラシの作成

(ア) 和歌山県ブースの出展事業者を紹介するチラシを作成すること。

(イ) チラシは、和歌山県ブースと統一感のあるデザインにすること。

(ウ) チラシには以下の内容を記載すること。

- ・ 出展事業者名、取扱商品名、商品説明、商品画像、住所、電話番号、QR コード
- ・ 全体図面、和歌山県ブース内小間配置図、和歌山県ブースの小間番号

(エ) サイズは日本産業規格 A 4 とし、コート紙による両面 4 色フルカラー印刷とすること。

(オ) SMTS は 3,000 枚を作成し、三つ折りの上、2,700 枚を 12 月下旬までに和歌山県庁へ、300 枚を 2 月 17 日（火）に開催会場へ納品すること。

(カ) FOOD EX は 2,900 枚を作成し、三つ折りの上、2,500 枚を 1 月下旬までに和歌山県庁へ、400 枚を 3 月 9 日（月）に開催会場へ納品すること。

カ 費用負担

上記エ（オ）に記載する追加什器に関連する費用以外のすべての装飾、備品、電気代、水道代、会期中の小間内清掃・ゴミ処理代及び搬入出等を含む経費の支払いを行うこと。

キ 留意事項

- (ア) 各展示会の出展事業者数及び小間数については、今後若干の変更が発生する場合がありますものとする。
- (イ) 小間位置については、SMTS は 10 月上旬、FOODEX は 11 月下旬に決定予定であるため、正式決定後の小間割に合わせて企画の内容を変更する場合があります。
- (ウ) 不測の事態により、展示会主催者が展示会の開催を中止、もしくは和歌山県が展示会への出展を辞退することがある。この場合、展示会の開催中止を決定した日、もしくは出展中止を決定した日までの実績に応じた見積りを徴し、和歌山県は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結する。
- (エ) 受託した事業者は、和歌山県で開催の出展事業者説明会で使用する運営等に係る資料を作成するとともに、当該説明会に出席の出展事業者に対して説明を行うこと。
(SMTS については 11 月中下旬、FOODEX については 12 月中下旬に開催予定)
- (オ) 県が別に作成する PR 用グッズのデザインに使用するため、看板等の画像を提供すること。
- (カ) 和歌山県は各展示会開催前に当該事業を発表するため、各展示会における県ブースの最終イメージを提出すること。
- (キ) 本委託業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (ク) 受託者は、契約締結時に和歌山県に提出した企画提案書に基づき業務を実施するとともに、食品流通課の担当職員と必要な協議（報告を含む。）を行い、その指示に従うこと。
- (ケ) 契約締結後に生じた事由（参加事業者数の変更、装飾工事の設置基準の変更等）により契約の変更が生じたときは、受託者は和歌山県が作成した仕様書をもとに、変更後の見積書を和歌山県あてに提出すること。
- (コ) 上記キ（ケ）に基づく見積書が提出されたときは、和歌山県は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結する。